

現場代理人・主任技術者についての注意事項

現場代理人は原則として他の工事との兼務はできません。

同一工事において同一人物が現場代理人と主任技術者を兼務することは可能です。

主任技術者は他の工事と兼務が可能です。但し、請負金額4,000万円以上の工事については主任技術者を専任で配置しなければなりません。専任の主任技術者は原則として他の工事と兼務はできません。

4,500万円（建築一式工事の場合は、7,000万円）以上を下請契約して工事を施工する場合は、監理技術者を専任で配置しなければなりません。専任の監理技術者は他の工事と兼務はできません。（監理技術者資格者証の表面、裏面を1枚にコピーして添付してください。）